

指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護） アミカの郷草加谷塚 運営規程

（事業の目的）

第1条 ALSOK介護株式会社（以下、「事業者」という）が運営する「アミカの郷草加谷塚」（以下、「事業所」という）が行う特定施設入居者生活介護および介護予防特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員および計画作成担当者（以下、「従業者」という）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護および介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 一人ひとりの入居者様に誠実に寄り添い、入居者様の自分らしい暮らしをサポートすることを基本として介護サービスを提供するものとする。
- 2 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
 - 3 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の従業者等は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練および療養上の世話（以下「介護サービス」という）を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 アミカの郷草加谷塚
- （2）所在地 埼玉県草加市谷塚町 1943 番地 1

（従業者の職種、員数および職務内容）

第4条 従業者の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1人（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。
- （2）生活相談員 1人以上（常勤換算方式により1以上）
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(3) 看護職員 2人以上(常勤換算方式により2以上)

介護職員 21人以上(常勤換算方式により21以上)

看護職員および介護職員の合計数、常勤換算方式により23以上

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な介護を行う。

(4) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(5) 計画作成担当者 介護支援専門員 1人以上

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて(介護予防)特定施設サービス計画を作成する。

(利用定員および居室数)

第5条 事業所の利用定員および居室数は、次のとおりとする。

(1) 利用定員 68名

(2) 居室数 68室

(利用者が介護居室を移る場合の条件および手続き)

第6条 介護居室間の移動がある場合、次の条件、手続きで行うものとする。

(1) 利用者の意思を確認する。

(2) 身元引受人等の意見を聴く。

2 事業者は、前項の居室の変更により、利用者の権利や利用料金等「(介護予防)特定施設入居者生活介護契約」(以下「特定契約」という)の内容に関して重大な変更が生じるときは、加えて次の各号の手続きを行う。

(1) 変更先の居室、変更となる権利、利用料金等の負担等についての内容を利用者および身元引受人に説明する。

(2) 変更内容に関して利用者の同意を得る。

(介護サービスの内容)

第7条 介護サービスは、次の各号の内容の「介護保険給付対象サービス」と「介護保険給付対象外サービス」とに分けられる。

(1) 介護保険給付対象サービスとは、介護保険法令等による介護保険給付費の支給対象となっている介護サービスで、(介護予防)特定施設サービス計画に基づき、事業者が利用者に対して提供する介護サービスをいう。

(2) 介護保険給付対象外サービスとは、前号において提供する介護サービス以外の介護サービス等をいう。

- 2 介護保険給付対象サービスおよび介護保険給付対象外サービスの内容は、重要事項説明書別紙1「介護サービス等の一覧表」のとおりとする。

(利用料金等の額)

第8条 介護保険給付対象サービスの利用料金等の金額は、介護報酬の告示上の額とし、利用者が事業者を支払う額は、次の各号のとおりとする。

(1) 法定代理受領の場合

利用者は、事業者が利用者に代わり市区町村から介護保険の保険給付を受けることに同意した上で、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額を事業者を支払う。

(2) 償還払いの場合

利用者は、介護保険給付対象サービスの利用料金等の金額の全額を事業者を支払う。なお利用者は、事業者を支払った後に市区町村に請求することにより介護保険の保険給付を受けることができる。

- 2 介護保険給付対象外サービスの利用料金等の金額は、次のとおりとし、利用者は事業者はその全額を支払う。

(1) 敷金 313,000円(非課税)

(2) 家賃相当額 78,250円/月(非課税)

(3) 食費 朝食615円 昼食745円 夕食869円 おやつ118円(税込)

(4) 管理費 57,000円/月(水道光熱費含む、非課税)

(5) おむつ代 実費(非課税)

パッド代 実費(非課税)

おむつ・パッドの廃棄料 実費(非課税)

※ ただし、持込分については課税とする。

- 3 前項以外の介護保険給付対象外サービスについては、利用者および身元引受人に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の書面に署名(記名捺印)を受けることとする。

※生活保護受給者の費用については、当該生活保護受給者を所管する福祉事務所と協議のうえ、基準額に合わせて決定いたします。

- 4 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の書面に署名(記名押印)を受けることとする。

(1) 入居者が1ヶ月以上居室を不在にする場合の、居室の保全、連絡方法、各種費用の支払いとその負担方法

(2) 入居者が、第三者を付き添い・介助・看護等の目的で居室内に居住させる場合の、各種費用の支払いとその負担方法

(3) 事業者が入居者との事前協議を必要と定めるその他の事項

- 5 介護保険法令等の改正にともなって、介護保険給付対象サービスの利用料金等(単価等)に変更があった場合は、事業者は書面にて利用者および身元引受人に説明し同意を得ることとする。

- 6 事業者は、利用者の同意を得た上で、書面に記載された介護保険給付対象外サービスの利用料金等を変更することができる。この場合、事業者は介護付有料老人ホーム入居契約に基づいて設置される運営懇談会の意見を聴いた上で行うこととする。利用料金等が変更された場合、事業者は、改めて利用者および身元引受人と書面を取り交わすこととする。
- 7 利用者は、税法に則り消費税等を負担するものとする。なお、消費税率の改定が行われた場合は文書などにより周知する。

(原状回復等)

第9条 利用者の希望により居室の修理・造作および模様替えを行ったときは、その原状回復費用は利用者の負担とする。

- 2 利用者の故意・過失や通常の使用方法に反する使用など利用者の責めに帰すべき事由による破損および汚損の原状回復費用は利用者の負担とする。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、事業所を利用する権利および介護サービスを受ける権利の全部または一部を第三者に譲渡または居室の全部もしくは一部を転貸すること、またはそれに類する処分および行為をすることはできない。

- 2 利用者は、事業者に無断で、居室を他の利用者が利用する居室と交換すること、またはそれに類する処分および行為をすることはできない。
- 3 利用者、利用者家族又はその他利用者関係者は、事業所またはその敷地内において、次の各号に掲げる事項を行うことはできない。
 - (1) 営利、布教、政治その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行うこと。
 - (2) 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・保管をすること。
 - (3) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること。
 - (4) 配水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと。
 - (5) テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で他の利用者および近隣に著しい迷惑をあたえること。
 - (6) 犬・猫等の他の利用者および近隣に迷惑をかけるおそれのある動植物を飼育すること。
 - (7) 必要以上高額の金銭、および貴重品を持ち込むこと。
- 4 利用者、利用者家族又はその他利用者関係者は、事業者の承諾を得ることなく、次の各号に掲げる事項を行うことはできない。また、事業者は、他の利用者からの苦情その他の場合に、その承諾を取り消すことがある。
 - (1) 事業所内での喫煙、およびライター等火気類の持ち込みならびに火気の使用。ただし、喫煙に関しては、事業者が喫煙場所を定めライター等を提供した上でする喫煙はその限りではないものとする。
 - (2) 居室内への刃物・工具の持ち込み、冷蔵庫の据え付け、および保温ポット等やけどの原因となる物品、備品を持ち込むこと。
 - (3) 観賞用の小鳥、魚等の近隣に迷惑を掛けるおそれの小さい動物や植物を飼育すること。

- (4) あらかじめ定められた場所以外に物品を置くこと。
 - (5) 増築・改築・移転・改造・模様替え、工作物を設置すること。
 - (6) 利用者およびその同居人以外の者を居室内に居住、宿泊させること。
 - (7) その他文書において事業者がその承諾を必要と定めること。
- 5 利用者は、次に掲げる事項については、あらかじめ事業者と協議を行うこととする。
- (1) 利用者が1ヶ月以上居室を不在にする場合の居室の保全、連絡方法。
 - (2) その他事業者が利用者との事前協議を必要とする事項。
- 6 利用者、利用者家族又はその他利用者関係者が、前5項の規定に違反し、もしくは従わず、事業者または他の利用者等の第三者に損害を与えた場合は、利用者は、事業者または当該第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 7 事業者は、利用者、利用者家族又はその他利用者の関係者が第1項から第5項の規定に違反し、もしくは従わないことにより、利用者、利用者家族又はその他利用者関係者に生じた損害の一切について責任を負わない。

(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き)

第11条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下身体的拘束と言います。）を行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事業者と利用者および身元引受人の合意のもと、以下の手続きにより行うこととします。

- (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束廃止委員会において、身体拘束を行わない方法を十分に検討した上で、利用者個々の心身の状況を勘案し、なお状態が切迫性、非代替性、一時性のすべてを満たす場合でやむを得ないと判断した場合において、身体拘束の内容、目的、理由、時間、期間等を議事録に残し、身体的拘束の手続きを行います。
- (3) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、本人または身元引受人に身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯、期間等の詳細を説明し、理解を得られるように努めるとともに、「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」（以下、説明書といいます。）に記載します。また、利用者および身元引受人より説明書に署（記）名捺印を受けます。
- (4) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、「身体拘束の解除に向けての経過観察記録」にその態様および時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。また、具体的な記録情報を基に、職員間、家族等関係者間で直近の情報を共有し「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、1ヶ月に1回以上は身体拘束の解除に向けて検討するとともに、要件を満たさない場合は、直ちに解除します。
- (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、かつ介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回以上実施します。

(高齢者虐待防止の推進)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止および早期発見のための取り組みとして、以下の措置を講じるものとします。

- (1) 高齢者虐待防止のための指針を整備し、これを従業者に周知します。
- (2) 高齢者虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。
- (3) 従業者に対し、高齢者虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を配置します。

- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村に通報する者とする。

(感染症対策)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、設備について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 感染症の発生を防止する措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めるものとする。
- 3 事業所において感染症の発生又はまん延しないための取り組みとして、以下の措置を講じるものとする。
 - 一 感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備し、これを従業者に周知します。
 - 二 感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知します。
 - 三 従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施します。

(緊急時等における対応方法)

第14条 事業者は、利用者の病状等が急変し、またはその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または協力機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、「消防計画」に従い、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。また、非常時に備え、地域の協力機関と連携を図り、定期的に避難訓練を行う。

- 2 スプリンクラー、自動火災報知機、非常階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠して設置する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るた

めの計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

（苦情相談）

第17条 事業者は、利用者等からの苦情に関し、迅速かつ適切に対応するため、苦情相談窓口を設置し、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じるものとする。

- 2 提供したサービス等に関し、保険者が行う調査等に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供したサービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、保険者等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の保険者が実施する事業に協力するよう努める。
- 5 事業所は、社会福祉法に規定する運営適正化委員会が規程により行う調査又は斡旋に協力するよう努める。

（秘密および個人情報の取り扱い）

第18条 事業所は、利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者およびその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、第三者への情報提供についてはあらかじめ利用者およびその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（事業者の責任および事故発生時の対応）

第19条 事業者は、（介護予防）特定施設入居者生活介護利用契約において事業者の損害賠償について規定し、これらに従った対応を行う。また利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況および事故に際して採った処置を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第20条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講するために必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 3 介護サービスの提供に係る書類は、提供した具体的なサービスの内容等の記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 4 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は不適切な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、AL S O K介護株式会社代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2025年6月1日から施行する。

この規程は、2025年10月1日から施行する。

重要事項説明書

サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条及び埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針12(4)に基づき、以下の事項について、書面を交付して説明します。

1 サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地等

住宅の名称	(ふりがな) あみかのさとそうかやつか アミカの郷草加谷塚	
所在地※1	(郵便番号 340-0023) 埼玉県草加市谷塚町1943番地1	
連絡先	電話番号	048-920-3100
	FAX番号	048-920-3101
	メールアドレス	ks_soukayatsuka@kaigo.alsok.co.jp
	ホームページアドレス	https://kaigo.alsok.co.jp/
利用交通手段	☒ 1. 電車 (東武スカイツリーライン 線 谷塚 駅から 徒歩 で 14 分) ☐ 2. その他 ()	
住宅に関する権原	☐ 1. 所有権 ☒ 2. 賃借権 ☐ 3. 使用貸借による権利 期間 令和 6 年 1 月 15 日から 令和 31 年 1 月 31 日まで 契約の自動更新 ☒ あり ☐ なし 抵当権の有無 ☐ あり ☒ なし	
施設に関する権原※2	☐ 1. 所有権 ☐ 2. 賃借権 ☐ 3. 使用貸借による権利 期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 契約の自動更新 ☐ あり ☐ なし	
敷地に関する権原	☐ 1. 所有権 ☒ 2. 賃借権 ☐ 3. 使用貸借による権利 期間 令和 6 年 1 月 15 日から 令和 31 年 1 月 31 日まで 契約の自動更新 ☒ あり ☐ なし 抵当権の有無 ☐ あり ☒ なし	

(※1)住居表示が決定している場合は住居表示を記載すること。

建築前、建物の所在、住居表示が決定していない場合は、土地の地番を記載すること。

(※2)施設とは、「8 サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設」を指す。

施設の運営者の権原を記載すること。運営者が複数いる場合、規模が最も大きい施設の運営者の権原を記載し、その他の運営者の権限について、入居者へ説明すること。

2 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	☒ 法人 ☐ 個人	
商号、名称 又は氏名	(ふりがな) あるそっくかいごかぶしがいしゃ A L S O K 介護株式会社	
住 所 (法人にあっては 主たる事務所)	(郵便番号 330-0856) 埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目795番地 電話番号 048-631-3690	
法人の役員	別添 1 のとおり	
法定代理人 (未成年の個人 である場合)	(ふりがな) 商号、名称、又は氏名 住所 (法人にあっては 主たる事務所の所在地) (郵便番号) 電話番号 法人の役員 別添 2 のとおり	

3 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

事務所の名称	(ふりがな) あるそっくかいごかぶしがいしゃ A L S O K 介護株式会社	
事務所の所在地	(郵便番号 330-0856) 埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目795番地 電話番号 048-631-3690	

4 サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数	68	戸
居住部分の規模	(最小)	18.04	m ²
	(最大)	18.66	m ²
構造及び設備	共同利用設備	■ あり □ なし	
	構 造	鉄骨 造	
	■耐火建築物 □準耐火建築物 □その他 ()		
	建築物の延床面積	2393.33	m ² (うちサービス付き高齢者向け住宅部分 2393.33 m ²)
竣工の年月	2024	年	2 月 28 日
加齢対応構造等	■ 登録基準に適合している		
	■ エレベーターを備えている		
	■ 緊急通報装置を備えている		

5 サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)

入居契約の別	□ 賃貸借契約 □ 終身建物賃貸借契約 ■ 利用権契約 □ その他 ()
入居契約が賃貸借契約でない場合には、その旨	利用権方式
終身賃貸事業者の事業の認可	□ 法第52条の認可を受けている
入居者の資格	■ 次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者(配偶者/60歳以上の親族/要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者) (「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。)
入居契約の内容	別添入居契約書のとおり

事業開始時期	年 月 日から
--------	---------

6 利用料金

高齢者生活支援サービス	サービスの種類	提供形態		提供の対価（概算・月額）	詳細については、別添4のとおり
	状況把握・生活相談	■ 自ら	□ 委託	約 円	
	食事の提供	□ 自ら	■ 委託 □ 提供しない	約 70,410 円	
	入浴等の介護	■ 自ら	□ 委託 □ 提供しない	約 円	
	調理等の家事	■ 自ら	□ 委託 □ 提供しない	約 円	
	健康の維持増進	■ 自ら	□ 委託 □ 提供しない	約 円	
その他		■ 自ら	□ 委託 □ 提供しない	約 円	
家賃の概算額	（最低）	約 78,250 円	住戸ごとの内容は別添3のとおり		
	（最高）	約 78,250 円			
管理費の概算額	（最低）	約 49,500 円			
	（最高）	約 57,000 円			
敷金の概算額	（最低）	約 313,000 円	家賃の 4 月分		
	（最高）	約 313,000 円			
水道光熱費の支払方法	各居室の水道光熱費は、建物全体の水道光熱費から事務所及び共同利用設備で使用する水道光熱費を除いた額を全戸数で除した額				
前払金※の有無	□ あり ■ なし				
家賃等の前払金の概算額	（最低）	約 円	（最高）	約 円	
特定施設入居者生活介護事業所	■ 指定を受けている	介護保険事業所番号 （ 1 1 7 1 8 0 3 4 7 9 ）			
	□ 指定を受けていない				
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	□ 指定を受けている	介護保険事業所番号 （ ）			
	■ 指定を受けていない				
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	■ 指定を受けている	介護保険事業所番号 （ 1 1 7 1 8 0 3 4 7 9 ）			
	□ 指定を受けていない				
介護サービス情報	（地域密着型） 特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は別紙※のとおり				

※「介護サービス情報公表システム」の掲載内容を印刷したもの。

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	建物賃借料、近隣相場を勘案して算定
共益費（管理費）	事務管理費、生活サービスの人件費、共用施設の維持管理費、光熱水費により算定
敷金	家賃の4か月分
高齢者生活支援サービス	人件費により算定
食費	業務委託料により算定
その他	人件費、消耗品費により算定。サービス内容費用は別添6による。

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金算定の根拠)

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護に対する自己負担	介護保険料の自己負担割合による。
特定施設入居者生活介護における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	なし

※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。

前払金の算定根拠		
想定居住期間（償却年数）		
償却開始日		
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額		
初期償却率		%
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
	入居後3月を超えた契約終了	
前払い金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
	2 信託契約を行う信託会社等の名称	
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	
	5 その他	

※前払い金を受領していない場合は省略可

※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をいう。

利用料金の支払方式		☐ 全額前払い方式
		☐ 一部前払い・一部月払い方式
		☒ 月払い方式
		☐ 選択方式 (該当する方式全て選択) ☐ 全額前払い方式 ☐ 一部前払い・一部月払い方式 ☐ 月払い方式
年齢に応じた金額設定		☐ あり ☒ なし
要介護状態に応じた金額設定		☐ あり ☒ なし
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		☒ 減額なし
		☐ 日割り計算で減額
		☐ 不在期間が 日以上の場合に限り日割り計算で減額
利用料金の改定	条件	消費者物価指数や人件費等を勘案し改定。
	手続き	改定の場合、運営懇談会を開催するなどして説明を行うとともに、事前に書面にて通知します。

7 サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方式	☒ 自ら管理 ☐ 管理業務を委託	
委託する業務の内容 (契約事項)		
管理業務の委託先		
商号、名称 又は氏名	(ふりがな)	
住 所 (法人にあっては 主たる事務所の所在 地)	(郵便番号)	電話番号
修繕計画		
計画策定の 有無	☐ あり ☒ なし	
大規模修繕の 実施予定	頃実施予定	
その他計画的 な修繕予定		

8 サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設（該当する場合のみ）

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所番号	事業所の場所
			☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
			☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
			☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地

※表に記載された施設、サービスに限らず、介護サービス事業者の選択は自由とする。

9 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力（該当する場合のみ）

連携又は協力の相手方	
事業所の名称	(ふりがな)
事業所の所在地	(郵便番号) 電話番号
連携又は協力の 内容	

10 保健医療サービスを提供する体制に関する事項

保健医療サービスを提供する体制に関する事項	当社介護事業所や協力医療機関と連携を図ります。
-----------------------	-------------------------

1 1 運営方針
別添5のとおり

1 2 登録の申請が基本方針及び高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものである旨

高齢者が安心して生活できる住まいを提供します。基本方針及び埼玉県高齢者居宅安定確保計画に照らして適切に運営します。

1 3 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	ご利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、以下の基本サービスを提供いたします。ご利用者が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図ります。 なお、介護事業所や医療機関と連携する場合にも、ご入居者は、連携先以外のサービス事業者のサービス（介護保険サービス、医療サービス等）を自由に選択することができます。
サービスの提供内容に関する特色	施設は、お一人おひとりの生活や想いを大切に、各々のニーズに即したオーダーメイドケアを提供している。

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合は省略。

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービス体制の有無 ※1 「協力医療機関連携加算（Ⅰ）」は、「相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合」に該当する場合を指し、「協力医療機関連携加算（Ⅱ）」は、「協力医療機関連携加算（Ⅰ）」以外に該当する場合を指す。 ※2 「地域密着型特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合。	入居継続支援加算	(Ⅰ)	☐ あり	☒ なし
		(Ⅱ)	☐ あり	☒ なし
	生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	☐ あり	☒ なし
		(Ⅱ)	☐ あり	☒ なし
	ADL維持等加算	(Ⅰ)	☐ あり	☒ なし
		(Ⅱ)	☐ あり	☒ なし
	個別機能訓練加算	(Ⅰ)	☐ あり	☒ なし
		(Ⅱ)	☐ あり	☒ なし
	夜間看護体制加算	(Ⅰ)	☐ あり	☒ なし
		(Ⅱ)	☒ あり	☐ なし
	若年性認知症入居者受入加算		☐ あり	☒ なし
	科学的介護推進体制加算		☐ あり	☒ なし
	協力医療機関連携加算（※1）	(Ⅰ)	☒ あり	☐ なし
		(Ⅱ)	☐ あり	☒ なし
	口腔衛生管理体制加算（※2）		☐ あり	☒ なし
	口腔・栄養スクリーニング加算		☐ あり	☒ なし
	退院・退所時連携加算		☒ あり	☐ なし
	退去時情報提供加算		☐ あり	☐ なし
	看取り介護加算	(Ⅰ)	☒ あり	☐ なし
		(Ⅱ)	☐ あり	☒ なし
	認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	☐ あり	☒ なし
		(Ⅱ)	☐ あり	☒ なし
	高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)	☐ あり	☒ なし
		(Ⅱ)	☐ あり	☒ なし
	新興感染症等施設療養費		☐ あり	☒ なし
	生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	☐ あり	☒ なし
		(Ⅱ)	☐ あり	☒ なし
	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	☐ あり	☒ なし
		(Ⅱ)	☐ あり	☒ なし
		(Ⅲ)	☐ あり	☒ なし
	介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	☐ あり	☒ なし
		(Ⅱ)	☒ あり	☐ なし
		(Ⅲ)	☐ あり	☒ なし
		(Ⅳ)	☐ あり	☒ なし
		(Ⅴ) (1)	☐ あり	☐ なし
		(Ⅴ) (2)	☐ あり	☐ なし
		(Ⅴ) (3)	☐ あり	☐ なし
		(Ⅴ) (4)	☐ あり	☐ なし
		(Ⅴ) (5)	☐ あり	☐ なし
		(Ⅴ) (6)	☐ あり	☐ なし
		(Ⅴ) (7)	☐ あり	☐ なし
		(Ⅴ) (8)	☐ あり	☐ なし
		(Ⅴ) (9)	☐ あり	☐ なし
		(Ⅴ) (10)	☐ あり	☐ なし
		(Ⅴ) (11)	☐ あり	☐ なし
		(Ⅴ) (12)	☐ あり	☐ なし
		(Ⅴ) (13)	☐ あり	☐ なし
		(Ⅴ) (14)	☐ あり	☐ なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	☐ あり	(介護・看護職員の配置率)		
	☒ なし			

(医療連携の内容)

医療支援		☒ 救急車の手配 ☒ 入退院の付き添い ☒ 通院介助 ☐ その他 ()	
協力医療機関	1	名称	医療法人AGRIE アグリーホームクリニック あだち
		住所	東京都足立区鹿浜3-29-11
		診療科目	内科
	協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	① あり 2 なし
		診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	① あり 2 なし
	2	名称	
住所			
診療科目			
協力内容		入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし
	診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし	
新興感染症発生時に連携する医療機関	1 あり	医療機関の名称	
		医療機関の住所	
	② なし		
協力歯科医療機関	名称	医療法人社団新聖会高木歯科クリニック	
	住所	埼玉県さいたま市西区高木266	
	協力内容	必要・希望に応じて建物内（居室・健康管理室等）で歯科治療を実施。職員への口腔ケア技術の指導。	
協力歯科医療機関	名称	医療法人社団 高輪会 浦和歯科	
	住所	埼玉県さいたま市南区别所3-16-9 安藤ビル102号	
	協力内容	必要・希望に応じて建物内（居室・健康管理室等）で歯科治療を実施。職員への口腔ケア技術の指導。	

(入居後に居室を住み替える場合)

入居後に居室を住み替える場合	☐ 一時介護室へ移る場合	
	☐ 介護居室へ移る場合	
	☐ その他 ()	
判断基準の内容		
手続きの内容	☐ 医師の意見を聞く	
	☐ 3か月間の観察期間を置く	
	☐ 本人及び身元引受人の同意を得る	
追加的費用の有無	☐ あり ☐ なし	
居室賃借権（利用権）の取扱い	☐ あり ☐ なし	
前払金償却の調整の有無	☐ あり ☐ なし	
従前の居室との仕様の 変更	面積の増減	☐ あり ☐ なし
	便所の変更	☐ あり ☐ なし
	浴室の変更	☐ あり ☐ なし
	洗面所の変更	☐ あり ☐ なし
	台所の変更	☐ あり ☐ なし
	収納設備の変更	☐ あり ☐ なし
	その他の変更	☐ あり (変更内容)
	☐ なし	

(入居に関する要件)

入居対象となる者【表示事項】	自立している者	☒ あり ☐ なし
	要支援の者	☒ あり ☐ なし
	要介護の者	☒ あり ☐ なし
留意事項	常時医療的処置を要する方、暴力行為等で他の入居者に危害を及ぼす恐れのある方は、入居をお断りすることがあります。	
事業主体から契約解除を求める場合	解約条項	第25条
	解約予告期間	60日
入居者から契約解除を求める場合	解約条項	第26条
	解約予告期間	30日
体験入居の内容	☒ あり (内容：空き部屋がある場合に限り、6泊までとする。1泊9900円（税込）の実費が必要となる。) ☐ なし	
入居定員	68名	
その他		

1 4 職員体制

(職種別の職員数) ※サービス付き高齢者向け住宅事業(以下「住宅事業」という。)の職員数

職種	職員数 (実人数) 23人					常勤換算 人数※1
	合計	常勤		非常勤		
		専従	非専従	専従	非専従	
管理者	1	1				1
生活相談員	1	1				1
直接処遇職員	18	5	1	12		14.7
介護職員	15	4		11		12
看護職員	3	1	1	1		2.7
機能訓練指導員	1		1	1		1
計画作成担当者	1					0.5
栄養士						委託
調理員						委託
事務員	2			2		1.2
その他職員						
1週間に常勤の従業者が勤務すべき時間数※1						時間
※1 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要						
(注1) 併設の介護保険事業所の勤務時間は表に含めない。 (特定施設入居者生活介護等の勤務時間は含む。)						
(注2) 常勤・非常勤、専従・非専従について						
{ 常勤 …住宅事業にのみ従事し、法人の就業規則等で定める常勤の者。						
{ 非常勤 …常勤以外の者。併設の介護保険事業所と兼務する職員は必ず非常勤に該当。						
{ 専従 …住宅事業で1つの職種のみで勤務する者。						
{ 非専従 …専従以外の者。						
(注3) 業務委託により配置される職員がいる場合は、人数の後ろに(委託))と記載すること。						
(注4) 常勤換算人数とは、従業者の住宅事業の勤務延時間数を、法人の就業規則等で定める常勤 の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の人数に換算した人数。						

(資格を有している介護職員の人数)

職種	職員数(実人数) 人				
	合計	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
社会福祉士					
介護福祉士	8	2		6	
実務研修の修了者	3	2		1	
初任者研修の修了者	3			3	
介護支援専門員	1			1	
(注1) (職種別の職員数)の介護職員が保有する資格について記入。 (注2) 1人の職員が複数の資格を有している場合、いずれか1つの資格にのみ計上。					

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

職種	職員数(実人数) 人				
	合計	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
看護師又は准看護師	1		1		
理学療法士					
作業療法士					
言語聴覚士					
柔道整復師					
あん摩マッサージ指圧師					
(注1) (職種別の職員数)の機能訓練指導員が保有する資格について記入。 (注2) 1人の職員が複数の資格を有している場合、いずれか1つの資格にのみ計上。					

(夜勤を行う職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (18時00分～9時00分)		
職種	平均人数	最少時人数※
介護職員	2 人	1 人
看護職員	0 人	0 人
※最少時人数は、休憩中の職員も勤務している人数として計上。		

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、省略可能)	契約上の職員配置比率【表示事項】		☐ 1.5 : 1 以上
			☐ 2.0 : 1 以上
			☐ 2.5 : 1 以上
			☒ 3.0 : 1 以上
外部サービス利用型特定施設の介護サービス提供体制 (該当しない場合、省略可能)	実際の配置比率(記入日時点での利用者数: 常勤換算職員数)		1.9 : 1
	ホームの職員数		人
	訪問介護事業所の名称		
	訪問看護事業所の名称		
	通所介護事業所の名称		

管理者		管理者の氏名				佐々木 大輔					
		職名				ホーム長					
		他の職務との兼務				☒ あり ☐ なし					
		業務に係る資格等				☒ あり ☐ なし					
資格等の名称						初任者研修					
		生活相談員		介護職員		看護職員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数											
前年度1年間の退職者数											
経 験 年 数	1年未満	1		2	9						1
	1年以上 3年未満			2	2	2	1	1			
	3年以上 5年未満										
	5年以上 10年未満										
	10年以上										
従業者の健康診断の実施				☒ あり ☐ なし							

性別	男性	13人
	女性	34人
年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	4人
	75歳以上85歳未満	8人
	85歳以上	35人
要介護度別	自立	1人
	要支援 1	1人
	要支援 2	4人
	要介護 1	11人
	要介護 2	15人
	要介護 3	7人
	要介護 4	3人
	要介護 5	5人

入居期間	6ヶ月未満	14人
	6ヶ月以上1年未満	16人
	1年以上5年未満	17人
	5年以上10年未満	人
	10年以上15年未満	人
	15年以上	人

平均年齢	86.5歳
入居者数の合計	47人
入居率※	70%

※ 入居者数の合計を入居定員数で除した割合。
一時不在の者も入居者に含む。

退去先別の人数	自宅等	2	人	
	社会福祉施設	5	人	
	医療機関	2	人	
	死亡者	4	人	
	その他	0	人	
生前解約の状況	施設側の申し出		人	(解約事由の例)
	入居者側の申し出	7	人	(解約事由の例) 自宅、他施設への転居

16 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

1	窓口の名称	アミカの郷草加谷塚
	電話番号	048-920-3100
	対応している時間	9:00~18:00
	定休日	なし
2	窓口の名称	ALSOK介護株式会社 お客様相談室
	電話番号	0120-294-774
	対応している時間	8:30~17:30
	定休日	土曜日、日曜日、祝日、12月29日~1月3日
3	窓口の名称	埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係
	電話番号	048-824-2568
	対応している時間	8:30~12:00、13:00~17:00
	定休日	土曜日、日曜日、祝日、12月29日~1月3日
4	窓口の名称	草加市消費生活センター
	電話番号	048-922-0188
	対応している時間	9:30~16:00
	定休日	土曜日、日曜日、祝日、12月29日~1月3日
5	窓口の名称	埼玉県消費生活センター川口
	電話番号	048-261-0999
	対応している時間	9:00~16:00
	定休日	日曜日、祝日、12月29日~1月3日
6	窓口の名称	草加市役所 地域介護課
	電話番号	048-922-0151 (代表)
	対応している時間	8:30~17:00
	定休日	土曜日、日曜日、祝日、12月29日~1月3日
7	窓口の名称	埼玉県都市整備部住宅課
	電話番号	048-830-5562
	対応している時間	8:30~17:15
	定休日	土曜日、日曜日、祝日、12月29日~1月3日

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	☒ あり	(その内容)	介護賠償責任保険に加入 損害保険ジャパン株式会社
	☐ なし		
賠償すべき事故が発生したときの対応	☒ あり	(その内容)	直ちに救急要請等を行うとともに、入居者の身元引受人及び関係行政機関に報告し、必要な措置を講じます。事故の原因が事業者の故意または過失による場合には、入居者及び身元引受人に誠意をもって対応します。ただし、入居者側にも故意または過失がある場合には、事業者の損害賠償責任が免除または軽減される場合があります。
	☐ なし		
事故対応及びその予防のための指針	☒ あり	☐ なし	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等 利用者の意見等を把握する取組の 状況	☒ あり	実施内容	
	☐ なし	結果の開示	☐ あり ☒ なし
第三者による評価の実施状況	☐ あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	☐ あり ☐ なし
	☒ なし		

17 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	☐ 入居希望者に公開	☒ 入居希望者に交付	☐ 公開していない
管理規程	☐ 入居希望者に公開	☒ 入居希望者に交付	☐ 公開していない
事業収支計画書	☐ 入居希望者に公開	☐ 入居希望者に交付	☒ 公開していない
財務諸表の要旨	☐ 入居希望者に公開	☐ 入居希望者に交付	☒ 公開していない
財務諸表の原本	☐ 入居希望者に公開	☐ 入居希望者に交付	☒ 公開していない

18 その他

運営懇談会	☒ あり (開催頻度) 年 1 回 ☐ なし		☐ 代替措置あり ☐ 代替措置なし	(内容)
高齢者虐待防止のための取組の状況	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催		① あり	2 なし
	指針の整備		① あり	2 なし
	定期的な研修の実施		① あり	2 なし
	担当者の配置		① あり	2 なし
身体的拘束等の適正化のための取組の状況	身体的拘束等適正化検討委員会の開催		① あり	2 なし
	指針の整備		① あり	2 なし
	定期的な研修の実施		① あり	2 なし
	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行うこと			
	1 あり	身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録	1 あり	5 なし
② なし				
業務継続計画の策定状況等	感染症に関する業務継続計画		① あり	2 なし
	災害に関する業務継続計画		① あり	2 なし
	職員に対する周知の実施		① あり	2 なし
	定期的な研修の実施		① あり	2 なし
	定期的な訓練の実施		① あり	2 なし
	定期的な業務継続計画の見直し		① あり	2 なし
提携ホームへの住み替え※	☐ あり (提携ホーム名:) ☒ なし			
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	☒ あり ☐ なし			
埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	☒ なし			
	☐ あり	(その内容)		
※提携ホームとは、(介護予防) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている提携施設を指す。				

- (添付資料)
- 別添 1 (役員名簿(法第6条第1項第3号に該当する者))
 - 別添 2 (役員名簿(法第6条第1項第4号に該当する者))
 - 別添 3 (住宅の規模並びに構造及び設備等)
 - 別添 4 (サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの概要)
 - 別添 5 (運営方針)
 - 別添 6 (サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービス一覧表)
 - 別添 7 (事業主体が埼玉県内で実施する事業所一覧)
 - 別添 8 (重度化対応及び看取りに関する指針)
 - 別添 9 (基本料金)
 - 別添 10 (介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護 加算算定要件)

令和 年 月 日

様に対して、契約書及び重要事項説明書に基づいて、重要な事項

登録事業者名 A L S O K 介護株式会社

所在地 埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目795番地

代表者名 代表取締役 熊谷 敬

説明者氏名

私は上記事業者から、契約書及び重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

(利用者) 署名 印

(身元引受人) 署名 印

別添1

役員名簿
(高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項第3号に該当する者)

(ふりがな) 氏 名	役名等
くまがい たかし 熊谷 敬	代表取締役
はせがわ ゆういち 長谷川 雄一	常務取締役
いしまる ひろあき 石丸 廣昭	常務取締役
かきもと けんいち 柿本 健一	取締役
うえむら こうぞう 上村 晃三	取締役
かが はじめ 加賀 肇	取締役
なめかわ りか 滑川 理華	取締役
こひら まさひろ 古平 真大	取締役
ただ あきよし 武田 明克	取締役
なかの しんいちろう 中野 慎一郎	監査役

住宅の規模並びに構造及び設備等

1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

住棟番号	専用部分 の床面積 (㎡)	構造及び設備※						住戸数 (戸)	住戸番号 (該当するものを全て記載)	月額家賃 (概算額) (円)
		完 備	便 所	洗 面	浴 室	台 所	収 納			
1	18.04	×	○	○	×	×	○	39	101-103、106-108、 110-112、201-203、 205-208、210、212-213、 215-218、220、301-303、 305-308、310、 312-313、315-318、320	78,250
1	18.66	×	○	○	×	×	○	29	105、113、115-118、 120-123、125、211、 221-223、225-228、230、 311、321-323、325-328、 330	78,250

注1)住戸の規模並びに設備及び構造のタイプ別にまとめて記載すること。

注2)設備及び構造欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び収納の全てを備えるものを表す。

※有りの場合は、○、無しの場合は×を記載すること。完備の場合は、完備を含め全ての欄に○を記載すること。

2. 共同利用設備等

(1) 共同利用設備

設備等	整備箇所 数	合計床面積 (㎡)	整備箇所	想定 利用戸数 (戸)	利用方法
食堂・談話室 (キッチン有り)	3	347.05	1階、2階、 3階に各1箇 所	68	ご自由にご利用いただく
共用便所	3	18.96	1階、2階、 3階に各1箇 所	68	ご自由にご利用いただく
脱衣室	4	45.12	1階に2箇 所、2・3階 に各1箇所	68	基本的に平日10:00-17:00 事前に職員に声掛けしご利用いただく
個浴室	5	28.40	1階に1箇 所、2・3階 に各2箇所	68	基本的に平日10:00-17:00 事前に職員に声掛けしご利用いただく
機械浴室	1	13.32	1階に1箇所	68	基本的に平日10:00-17:00 事前に職員に声掛けしご利用いただく
汚物室	3	5.26	1階、2階、 3階に各1箇 所	68	事前に職員に声掛けしご利用いただく
洗濯室	3	25.68	1階、2階、 3階に各1箇 所	68	ご自由にご利用いただく

注1)整備箇所は、添付図面との対応関係を明確に記載すること。

(2) 消防用設備・その他設備

消化器	■ あり	□ なし
自動火災報知設備	■ あり	□ なし
火災通報設備	■ あり	□ なし
スプリンクラー	■ あり	□ なし
防火管理者	■ あり	□ なし
防災計画	■ あり	□ なし
エレベーター	■ あり	(■車椅子対応 ■ストレッチャー対応)
	□ なし	

別添4

サービス付き高齢者向け住宅で提供するサービスの概要

1. 状況把握及び生活相談サービスの内容

提供形態		☒ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する						
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)						
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)						
		電話番号						
サービスを提供する法人等の別		☐ 医療法人 ☒ 指定居宅介護支援事業者 ☐ 社会福祉法人 ☒ 指定介護予防サービス事業者 ☒ 指定居宅サービス事業者 ☐ 指定介護予防支援事業者 ☐ 指定地域密着型サービス事業者 ☐ 上記以外の法人等						
サービスを提供する者の人数	☐ 医師	人員	人	☐ 社会福祉士	人員	人		
	☒ 看護師	人員	人	☒ 介護支援専門員	人員	人		
	☒ 准看護師	人員	人	☒ 養成研修修了者	人員	人		
	☒ 介護福祉士	人員	人	☐ 上記以外の職員	人員	人		
常駐する場所		☒ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地 ☐ 近接する土地 (所在地)						
常駐する日		☒ 365日対応 ☐ 次の期間を除く()						
常駐する時間	日中	9 時	00分	～	18 時	00分	人員	人
	上記以外の時間	18 時	00分	～	9 時	00分	人員	人
誓約事項		☐ 施行規則第11条第5号の規定により状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する場合にあっては、あらかじめ入居者の承諾を得たことを誓約します。						
毎日1回以上の状況把握サービスの提供方法	「みまもりサポートシステム」による確認					毎日	1	回
	☐ 入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があった場合は、当該居住部分への訪問(近接する土地に常駐する場合のみ)							
緊急通報サービスの内容	提供時間	常駐する日	00 時 00 分	～	24 時 00分			
		上記以外の日	☐ 24時間					
	通報方法	緊急通報装置						
	通報先	1F事務室及び住宅職員が携帯しているインカム			通報先から住宅までの到着予定時間			1 分
緊急時における対応の内容		直ちに救急要請等を行うとともに、入居者の身元引受人及び関係行政機関に報告し、必要な措置を講じます。						
生活相談サービスの内容		日常生活を送る中で、お困りのこと、介護度が重くなった場合のご不安等について住宅職員がご相談をお受けします。						
		提供日	☒ 365日対応 ☐ その他 ()					
		提供時間	9 時	00 分	～	18 時	00 分	
サービス提供の対価(概算額)	月額	約	円	前払金の				
	前払金	約	円	算定方法				
備考		状況把握及び生活相談の料金は基本サービス費として、月額8,250円(税込)をお支払いいただきます。 介護認定を受け(介護予防)特定施設入居者生活介護の契約をされた方は、介護保険の自己負担分をお支払いいただきます。						

2. 食事の提供サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☐ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☒ 委託する	
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) ひとわふーどさーびすかぶしがいいしゃ HITOWAフードサービス株式会社	
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号 105-0022) 東京都港区港南二丁目15番3号品川インターシティC棟 電話番号 03-6738-6114	
	住 所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号 105-0022) 東京都港区港南二丁目15番3号品川インターシティC棟 電話番号 03-6738-6114	
食事提供を行う場所		☒ 食堂 ☐ 各居住部分 ☐ その他()	
提供方法	提供日	☒ 365日対応 ☐ その他()	
	内容	☒ 3食 ☐ 入居者が選択 ☐ 次の食事は提供しない()	
	調理等	☒ 厨房で調理 ☐ 配食サービスを利用 ☐ その他()	
	入居者の健康状態に合わせた食事対応		☒ 応相談 ☐ 対応なし
	入居者の健康状態に合わせた各居室への配食対応		☒ 応相談 ☐ 対応なし
サービス提供の対価(概算額)	月額※	約 70,410 円	内訳 朝食615円 昼食745円 夕食869円 おやつ118円(税込)
	前払金	約 円	前払金の算定方法
備考		変更等は提供される3日前までにお知らせください。 それ以降のキャンセルについては、1食毎(税込)の食費を請求させていただきます。 上記の金額は税込みです。	

※サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

3. 入浴、排せつ、食事等の介護サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☒ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する	
委託 する 場合 の 委託 先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)	
	住 所 (法人にあって は主たる事務 所の所在地)	(郵便番号) 電話番号	
	住 所 (法人にあって は本業務に係 る事業所の所 在地)	(郵便番号) 電話番号	
提供方法		提供日	☒ 365日対応 ☐ その他()
		内容	☒ 入浴介護 ☒ 排せつ介護 ☒ 食事介護 ☐ その他 ()
サービス提供の 対価(概算額)	月額	約 円	前払金の 算定方法
	前払金	約 円	
備考		自立の方や個人の希望に応じてサービスを行う場合 …入浴3,300円(税込)/回 排泄介助・食事介助 1,100円(税込)/回 自立の方で生活支援サポート利用(月額66,000円(税込))の方 …週3回目から入浴3,300円(税込)/回 特定…介護保険の自己負担分 ※詳細は、別添6サービス一覧表をご覧ください。	

4. 調理、洗濯、掃除等の家事サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☒ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する	
委託 する 場合 の 委託 先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)	
	住 所 (法人にあって は主たる事務 所の所在地)	(郵便番号) 電話番号	
	住 所 (法人にあって は本業務に係 る事業所の所 在地)	(郵便番号) 電話番号	
提供方法		提供日	☒ 365日対応 ☐ その他()
		内容	☐ 調理 ☒ 洗濯 ☒ 掃除 ☐ その他 ()
サービス提供の 対価(概算額)	月額	約 円	前払金の 算定方法
	前払金	約 円	
備考		自立の方や個人の希望に応じてサービスを行う場合 …居室清掃 3,300円(税込)/回 リネン交換 1,650円(税込)/回 洗濯 1,650円(税込)/回 自立の方で生活支援サポート利用(月額66,000円(税込))の方 …週2回目から居室清掃3,300円(税込)/回 リネン交換1,650円(税込)/回 …週3回目から洗濯1,650円(税込)/回 特定…介護保険の自己負担分 ※詳細は、別添6サービス一覧表をご覧ください。	

5. 健康の維持増進サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☒ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する	
委託 する 場合 の 委託 先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)	
	住 所 (法人にあって は主たる事務 所の所在地)	(郵便番号) 電話番号	
	住 所 (法人にあって は本業務に係 る事業所の所 在地)	(郵便番号) 電話番号	
提供方法		提供日	☒ 365日対応 ☐ その他()
		内容	☒ 健康相談 ☐ 血圧等の測定 ☒ 定期検診 ☒ 通院等の付き添い ☒ その他 (服薬確認等)
サービス提供の 対価(概算額)	月額	約 円	前払金の 算定方法
	前払金	約 円	
備考		・健康相談は、1.「状況把握及び生活相談サービス」の月額8,250円(税込)に含まれます。 ・希望により定期健診を協力医療機関で受けていただくことが出来ますが、費用については実費をご負担いただきます。(年1回) ・通院介助 1,650円(税込)/30分等 ・その他詳細は、別添6サービス一覧表をご覧ください。	

6. その他のサービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☒ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する	
委託 する 場合 の 委託 先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)	
	住 所 (法人にあって は主たる事務 所の所在地)	(郵便番号) 電話番号	
	住 所 (法人にあって は本業務に係 る事業所の所 在地)	(郵便番号) 電話番号	
提供方法		提供日	☒ 365日対応 ☐ その他()
		内容	・嗜好に応じた特別食 ・理美容サービス 等
サービス提供の 対価(概算額)	月額	約 円	前払金の 算定方法
	前払金	約 円	
備考		実費 その他詳細は、別添6サービス一覧表をご覧ください。	

運営方針

項目	該当
重要事項を記載した書面のひな形を公開する	☒ はい ☐ いいえ
入居及び退去の条件を書面に記載する	☒ はい ☐ いいえ
入居者の個人情報の保護に関する事項を書面に記載する	☒ はい ☐ いいえ
入居者に対する虐待を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修及び担当者の配置を行う	☒ はい ☐ いいえ
やむを得ず行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為に関して、委員会の開催、指針の整備及び研修を行う	☒ はい ☐ いいえ
入居者のプライバシーの確保について、職員に周知する	☒ はい ☐ いいえ
入居者に与えた損害を賠償するための措置を講じる	☒ はい ☐ いいえ
入居者からの相談及び苦情に適切に対応するための体制を整備する	☒ はい ☐ いいえ
サービス付き高齢者向け住宅への入居及びサービス付き高齢者向け住宅において提供される福祉サービスの利用に必要な費用に関する書類を発行することができる	☒ はい ☐ いいえ
入居者及びその家族と意見を交換する機会を設ける	☒ はい ☐ いいえ
地域社会との交流及び連携を図る	☒ はい ☐ いいえ
災害に対応するための仕組みを整備する	☒ はい ☐ いいえ
事故の発生及び再発を防止するための仕組みを整備する	☒ はい ☐ いいえ
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための仕組みを整備する	☒ はい ☐ いいえ
入居者の健康状態及び生活状況を把握し、変化があったときは、当該入居者の家族に連絡する仕組みを整備する	☒ はい ☐ いいえ
入居者間の交流の促進を図る	☒ はい ☐ いいえ
登録事業者又は登録事業者から委託を受けた者から提供される福祉サービスと、それ以外の者から提供される福祉サービスを明確に区分する	☒ はい ☐ いいえ
入居者が希望する場合には、介護サービスの提供に必要な当該入居者に関する情報を、介護支援専門員と共有する仕組みを整備する	☒ はい ☐ いいえ
基本理念及び基本方針を定めるとともに、これらを職員及び入居者に周知する	☒ はい ☐ いいえ
職員の教育及び研修に関する計画を策定する	☒ はい ☐ いいえ
職員に対して、認知症に関する研修を行う	☒ はい ☐ いいえ
職員を登録事業者が行う研修以外の研修に参加させる仕組みを整備する	☒ はい ☐ いいえ
サービス付き高齢者向け住宅事業の実施に必要な人材の確保のために必要な措置を講じる	☒ はい ☐ いいえ

別添6

サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービス一覧表

特定施設入居者生活介護(地域密着型・介護予防を含む)の指定の有無							■ あり □ なし	
サービス内容	特定施設入居者生活介護費で実施するサービス		個別の利用料で実施するサービス				備考	
			包含※1	都度※2	料金(税込)			
介護サービス								
食事介助	■ あり	□ なし	■ あり	□ なし		○	1,100円/回	個人の希望に応じてサービス行う場合、1,100円/回
排泄介助・おむつ交換	■ あり	□ なし	■ あり	□ なし		○	1,100円/回	
おむつ代	□ あり	■ なし	■ あり	□ なし		○	実費	
入浴(一般浴)介護・清拭	■ あり	□ なし	■ あり	□ なし		○	3,300円/回	個人の希望に応じてサービス行う場合、3,300円/回 または、自立の方で生活支援サポートをご利用の方で週3回以上を希望する場合
特浴介助	■ あり	□ なし	■ あり	□ なし		○	3,300円/回	
身辺介助(移動・着替え等)	■ あり	□ なし	□ あり	■ なし				
機能訓練	■ あり	□ なし	□ あり	■ なし				
通院介助	□ あり	■ なし	■ あり	□ なし		○	1,650円/30分	提携外医療機関の場合
生活サービス								
居室清掃	■ あり	□ なし	■ あり	□ なし		○	3,300円/回	個人の希望に応じてサービス行う場合、3,300円/回 または、自立の方で生活支援サポートをご利用の方で週2回以上を希望する場合
リネン交換	■ あり	□ なし	■ あり	□ なし		○	1,650円/回	
日常の洗濯	■ あり	□ なし	■ あり	□ なし		○	1,650円/回	
居室配膳・下膳	□ あり	■ なし	■ あり	□ なし		○	550円/食	体調不良以外の場合は有料になります
嗜好に応じた特別食			■ あり	□ なし		○	実費	
おやつ			□ あり	■ なし				
理美容サービス			■ あり	□ なし		○	実費	
買物代行	□ あり	■ なし	■ あり	□ なし		○	1,650円/30分	週2回以上の場合
役所手続き代行	□ あり	■ なし	■ あり	□ なし		○	1,650円/30分	
金銭・貯金管理			□ あり	■ なし				
健康管理サービス								
定期健康診断	□ あり	■ なし	■ あり	□ なし		○	実費	年1回
健康相談	■ あり	□ なし	□ あり	■ なし				
生活指導・栄養指導	■ あり	□ なし	□ あり	■ なし				
服薬支援	■ あり	□ なし	□ あり	■ なし				
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	■ あり	□ なし	□ あり	■ なし				
入退院時・入院中のサービス								
移送サービス	□ あり	■ なし	■ あり	□ なし		○	1,650円/30分	提携外医療機関の場合
入退院時の同行	□ あり	■ なし	■ あり	□ なし		○	1,650円/30分	
入院中の洗濯物交換・買い物	□ あり	■ なし	■ あり	□ なし		○	1,650円/30分	
入院中の見舞い訪問	□ あり	■ なし	□ あり	■ なし				

※1 「包含」は、複数のサービスをまとめて月額で提供する場合に該当。

※2 「都度」は、サービスごとの利用料が定まっている場合に該当。料金を記載すること。

別添7

事業主体が埼玉県内で実施する事業所一覧

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	主な事業所の所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	10	訪問介護事業所あさがおと野公園	埼玉県さいたま市中央区本町東5-6-5
訪問入浴介護			
訪問看護	1	ALSOK介護 さいたま訪問看護ステーション	埼玉県さいたま市大宮区三橋2-794-2
訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導			
通所介護	9	デイサービスセンター 遊・蓮田	埼玉県蓮田市東2-1-5
通所リハビリテーション			
短期入所生活介護	3	ショートステイみんなの家・大宮吉野町	埼玉県さいたま市北区吉野町1-356-1
短期入所療養介護			
特定施設入居者生活介護	36	アミカの郷越谷	埼玉県越谷市宮本町3-142-1
福祉用具貸与	1	かたくり福祉用具埼玉南センター	埼玉県戸田市笹目1-13-24
特定福祉用具販売	1	かたくり福祉用具埼玉南センター	埼玉県戸田市笹目1-13-24
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護	36	グループホームみんなの家・あきがせ	埼玉県志木市中宗岡3-25-10
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
看護小規模多機能型居宅介護			
居宅介護支援	9	居宅介護支援事業所あさがお東浦和	埼玉県さいたま市緑区大間木550-1
<介護予防サービス>			
介護予防訪問介護			
介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護	1	ALSOKの介護 さいたま訪問看護ステーション	埼玉県さいたま市大宮区三橋2-794-2
介護予防訪問リハビリテーション			
介護予防居宅療養管理指導			
介護予防通所介護			
介護予防通所リハビリテーション			
介護予防短期入所生活介護	3	ショートステイみんなの家・大宮吉野町	埼玉県さいたま市北区吉野町1-356-1
介護予防短期入所療養介護			
介護予防特定施設入居者生活介護	36	アミカの郷越谷	埼玉県越谷市宮本町3-142-1
介護予防福祉用具貸与	1	かたくり福祉用具埼玉南センター	埼玉県戸田市笹目1-13-24
特定介護予防福祉用具販売	1	かたくり福祉用具埼玉南センター	埼玉県戸田市笹目1-13-24
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護			
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護	36	グループホームみんなの家・あきがせ	埼玉県志木市中宗岡3-25-10
介護予防支援	2	高齢者あんしん相談センター・せせらぎ	埼玉県志木市中宗岡1-19-51
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
介護療養型医療施設			

介護付有料老人ホーム アミカの郷

重度化対応及び看取りに関する指針

1. 看取り介護の基本理念

入居者が、病状の重度化や加齢により衰弱し、人生の最終段階の状態になっても、本人が望む慣れ親しんだ環境の中で最後まで暮らしていくことができるように、本人の意思、ならびに家族の意向を最大限に尊重し、医療機関、家族等とも協力して対応をします。なお、適宜、看取りに関する指針の見直しを行います。

- ① 入居者の介護度が進行した場合でも、その人らしい生活の継続を支え、人間としての尊厳を守るために、変化に応じた適切な介護を提供します。
- ② 入居者の健康管理は、主治医又は協力医療機関との連携、また定期的な訪問診療、往診、健康診断により行います。
- ③ 看取りに関する理念、及び方針に基づく質の高いサービスを行うよう努めます。
- ④ 入居者は人道的且つ安らかな終末を迎える権利を有しているので、看取り介護実施時には可能な限り尊厳と安楽を保ち、最大限の対応をします。
- ⑤ 医師及び医療機関、家族等との連携を図り、医師の指示のもと本人及び家族の尊厳を支える看取りに努めます。

2. 急性期における医師や医療機関との連携体制

介護付有料老人ホーム アミカの郷(以下「当事業所」という)では、急性期のケアについては、訪問診療医、看護師、介護支援専門員、生活相談員、介護スタッフ等が連携し、入居者の症状を的確に把握するとともに、必要に応じて協力医療機関等の協力を得て、入院等の必要な措置を行います。

3. 入院期間中における居住に係る諸費用や食費の取扱い

入院期間中は入居者に対して、契約書および重要事項説明書にて事前に説明し、同意を得た料金以外は徴収しません。

4. 看取りに関する考え方

入居者およびその家族が看取りに際して、当事業所での生活を希望される場合、訪問診療医、看護師、介護支援専門員、生活相談員、介護スタッフ等が連携し看取りに関する協議を行い、指針の見直しを行うとともに必要に応じて協力医療機関等の協力を得ながら入居者の症状に応じた必要なケアサービスを提供します。なお、入居者の症状について訪問診療医および協力医療機関の医師などが当事業所での生活を継続することが難しいと判断した場合は、入居者およびその家族に説明をします。

5. 看取りに関する本人および家族への意思確認の方法

看取りに関するケアが必要な場合、訪問診療医、看護師、介護支援専門員、生活相談員、介護スタッフ等他職種の連携のもと、入居者の症状を踏まえ、当事業所で提供可能なサービス内容について介護計画を作成し、本人およびその家族に対して説明し、同意を得た上で行います。また、どのような看取りに関するケアを望んでいるのかについて話し合い、本人および家族が望む生活が可能となるよう、当事業所での生活の継続だけでなく、適切な医療機関への入院なども含めて幅広く検討し、本人およびその家族に選択していただけるよう対応いたします。

<看取り介護実施における職種ごとの主な役割>

職種	役割
主治医	・健康状態の確認 ・看取りに関する本人および家族への説明、意思確認 ・看取り期の診断と家族への説明 ・看取り期の医療対応（夜間、緊急時の対応と連携体制） ・死亡確認、死亡診断書等関係記録の記載、家族への説明
看護師	・医師、医療機関との連携 ・入居者の健康管理、状態把握 ・看護ケアの提供（安楽の援助、看取り介護時の必要な措置等） ・カンファレンスの参加 ・家族への説明や相談対応 ・夜間および緊急時の対応（オンコール体制）
介護支援専門員	・家族への相談、支援 ・カンファレンスの参加 ・看取り介護計画書（ケアプラン）の作成
生活相談員	・家族への相談、支援 ・カンファレンスの参加 ・看取り介護計画書（ケアプラン）の作成
介護スタッフ	・日常的な介護ケア（食事、排泄介助、清潔保持の提供等） ・身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位支援 ・日々の状態、経過観察と記録の作成 ・カンファレンスの参加 ・家族への適時対応

6. 入居後の介護の考え方

<安定期>

入居後は当事業所での生活に慣れていただくことを主としたケアを行います。当事業所のできるケアをご説明するとともに、常に医師との連携を図り、治療が必要な場合は、選択肢を提案し、それに対する希望や要望を確認します。
緊急時の対応については、あらかじめ契約書、重要事項説明書、事前意思確認書等に沿って行います。この場合、医療が必要とされた時に、入院されるか否かまたは酸素吸入、輸液、喀痰吸引等の医療行為を行うか否かに対する意思をあらかじめお伺いします。

<看取り期>

回復の見込みがないという医師の診断をもとに、日々の経過と様子をみながら、看取り介護計画書を作成し、家族等に説明し、想定される状態と事業所が行うケアについて、同意をいただきます。

7. 看取り介護

- ① 入居者および家族に対し、医師から十分な説明を行い、改めてその同意を得て職員間で連携をとり、看取り介護を行います。
- ② 日々の状況を把握し、随時、家族に連絡するとともに、付き添い、宿泊の可能性等について、ご相談します。
- ③ 事業所では、看取り介護計画書に基づき、ケアを行い、記録を行います。また尊厳ある安らかな最期を迎えるため、入居者や家族の意向に沿った生活空間、身の周りの環境整備に努めます。
- ④ 緊急時その他連絡が必要であると認めた場合、速やかに連絡します。
- ⑤ 入居者および家族の意向に変化がある場合には、必要に応じて適宜計画を見直し変更します。

8. 看取り介護の振り返り

入居者や家族が望んでいた看取り介護ができたかどうか、事業所として職員として適切なケアができたかどうか振り返りを行い、より安心できる看取りを行える体制を再構築します。

9. 職員研修について

事業者で定める看取りマニュアル等を参考に事業所内で研修計画を作成し、看取り介護の理念の教育、死生観教育、看取り期に起こりうる身体的、精神的変化への対応、夜間及び緊急時への対応(マニュアルの周知)、チームケアの充実、ご家族への支援の在り方、実施した看取り介護の振り返り(検証と評価)等の内容にて実施します。

10. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

医師等の医療従事者から適切な情報の提供を説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分に話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めていきます。

また、本人の意思は変化するものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、本人との話し合いを繰り返し行います。

11. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

(1) 本人の意思の確認ができる場合

- ① 本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされることが必要となり、そのうえで、本人と医療・ケアチームと十分な話し合い、本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針を決定します。
- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化するものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明を行い、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援が行います。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いを繰り返し行います。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書で記録を残します。

(2) 本人の意思の確認ができない場合

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。また時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じてこのプロセスを繰り返し行います。
- ③ 家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書で記録を残します。

(3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記(1)及び(2)の場合において、方針の決定に際し、医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合や本人及び家族等と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合等については、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行います。

～基本料金～

(介護予防) 特定施設入居者生活介護 (地域別単価) 草加市 5級地 10.45 円

＜基本サービス費＞(30日換算)

特定施設入居者生活介護	要介護度	単位	総単位数	介護報酬 総額	利用者負担額(月額)		
					【1割】	【2割】	【3割】
	要支援1	183	5,490	57,370円	5,737円	11,474円	17,211円
	要支援2	313	9,390	98,125円	9,813円	19,625円	29,438円
	要介護1	542	16,260	169,917円	16,992円	33,984円	50,976円
	要介護2	609	18,270	190,921円	19,093円	38,185円	57,277円
	要介護3	679	20,370	212,866円	21,287円	42,574円	63,860円
	要介護4	744	22,320	233,244円	23,325円	46,649円	69,974円
	要介護5	813	24,390	254,875円	25,488円	50,975円	76,463円

＜加算＞(現在算定できる加算に☑を付けています)

加算	加算の種類	算定単位	自己負担額			備考	
			【1割】	【2割】	【3割】		
☐	入居継続支援加算（Ⅰ）	36/日	38円	76円	113円	要介護のみ	
☐	入居継続支援加算（Ⅱ）	22/日	23円	46円	69円		
☐	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100/月	105円	209円	314円	対象者のみ	
☐	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200/月	209円	418円	627円		
☐	個別機能訓練加算（Ⅰ）	12/日	13円	25円	38円	対象者のみ	
☐	個別機能訓練加算（Ⅱ）	20/月	21円	42円	63円		
☐	ADL維持等加算（Ⅰ）	30/月	32円	63円	94円	要介護のみ	
☐	ADL維持等加算（Ⅱ）	60/月	63円	126円	189円		
☐	夜間看護体制加算（Ⅰ）	18/日	19円	38円	57円	要介護のみ	
☒	夜間看護体制加算（Ⅱ）	9/日	10円	19円	29円	要介護のみ	
☐	若年性認知症入居者受入加算	120/日	126円	251円	377円	対象者のみ	
☐	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20/回	21円	42円	63円	対象者のみ	
☐	科学的介護推進体制加算	40/月	42円	84円	126円	全員	
☒	協力医療機関連携加算（相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携した場合）	100/月	105円	209円	314円	対象者のみ	
☐	協力医療機関連携加算（上記以外協力医療機関と連携した場合）	40/月	42円	84円	126円	対象者のみ	
☒	退院・退所時連携加算	30/日	32円	63円	94円	要介護のみ	
☒	看取り介護加算（Ⅰ）	72～1,280/日	76～1,338円	151～2,676円	226～4,013円	対象者のみ	
☐	看取り介護加算（Ⅱ）	572～1,780/日	598～1,861円	1,196～3,721円	1,794～5,581円		
☐	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3/日	4円	7円	10円	対象者のみ	
☐	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4/日	5円	9円	13円		
☐	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10/月	11円	21円	32円	全員	
☐	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5/月	6円	11円	16円	全員	
☐	新興感染症等施設療養費	240/回	251円	502円	753円	対象者のみ	
☐	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100/月	105円	209円	314円	全員	
☐	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10/月	11円	21円	32円	全員	
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22/日	23円	46円	69円	全員	
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18/日	19円	38円	57円		
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6/日	7円	13円	19円		
☐	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の12.8%を加算					
☒	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の12.2%を加算					
☐	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の11.0%を加算					
☐	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の8.8%を加算					

※備考欄記載の(対象者のみ)については次項別紙の加算算定要件を満たした場合に算定されます。また、新たに加算を算定する場合及びご入居者様の状況に応じて算定される加算については、算定を開始する際に別途加算同意書に署名捺印をいただきます。

減算					
☐	身体拘束廃止未実施減算（要支援1）	-18/日	-19円	-38円	-57円
☐	身体拘束廃止未実施減算（要支援2）	-31/日	-33円	-65円	-97円
☐	身体拘束廃止未実施減算（要介護1）	-54/日	-57円	-113円	-170円
☐	身体拘束廃止未実施減算（要介護2）	-61/日	-64円	-128円	-192円
☐	身体拘束廃止未実施減算（要介護3）	-68/日	-71円	-142円	-213円
☐	身体拘束廃止未実施減算（要介護4）	-74/日	-78円	-155円	-232円
☐	身体拘束廃止未実施減算（要介護5）	-81/日	-85円	-170円	-254円
☐	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%を減算			
☐	業務継続計画未策定減算	所定単位数の1%を減算			
☐	看護・介護職員が欠員の場合	所定単位数の70%で算定			